

表面 記載例
裏面も記入してください。

介護保険負担限度額認定

添付書類が必要です。添付書類詳細については裏面を参考にしてください。

本人が手書きする場合、押印は不要です。

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	カイゴ タロウ	被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7
被保険者氏名（注1）	介護 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
生 年 月 日	明・大・昭 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
住 所	岡崎市〇〇町〇丁目〇番地	連絡先	〇〇-〇〇〇〇
入所（院）した介護 保険施設の所在地及 び名称（※2）	特別養護老人ホーム 〇〇〇	連絡先	〇〇-〇〇〇〇
入所（院）年月日 （※2）	昭・平・令 〇〇年 〇月 〇日	（※2）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

（注1）本人が手書きしない場合は記名押印してください

配偶者の有無	有・無	左記において「無」の場合は以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
フリガナ	カイゴ ハナコ	内縁関係の場合も「有」に〇印	
氏 名	介護 花子		
生年月日	明・大・昭 〇〇年 〇〇月 〇〇日	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5
住 所	岡崎市△△町△丁目△番地	連絡先	△△-△△△△
本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）			
課税状況	市町村民税 課 税 ・ 非課税	分らない場合は未記入で提出してください。市で調査します。	

☐	生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者／第2号被保険者	1,000万円（夫婦は2,000万円）以下
収入等に関する申告	☐ 分らない場合は未記入で提出してください。市で調査します。	650万円（夫婦は1,650万円）以下
	☒ 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額80万9千円を超え120万円以下です。（受給している年金に〇をしてください）	550万円（夫婦は1,550万円）以下
	☐ 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。（受給している年金に〇をしてください）	500万円（夫婦は1,500万円）以下
預貯金等に関する申告	☒ 預貯金、有価証券等の金額の合計は基準額以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり	
	預貯金額 10,000,000 円	有価証券（評価概算額） 0 円

提出者が被保険者本人の場合には下記について記載は不要です。

提出者氏名	介護 一郎	連絡先（自宅・勤務先）	〇〇-〇〇〇〇 090-0000-0000
提出者住所	岡崎市〇〇町〇番地	本人との関係	子

注
意
事
項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

裏面 記載例

同意書

(宛先) 岡崎市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

<本人>

住所 岡崎市〇〇町〇丁目〇番地

氏名 介護 太郎

<配偶者>

住所 岡崎市△△町△丁目△番地

氏名 介護 花子

住民票の住所を記載

本人が氏名を手書きする場合、押印は不要です。

配偶者の範囲について注意点

- ① 戸籍上の婚姻に限らず、事実上婚姻状態にある場合も含みます。
- ② 婚姻中であっても、DV防止法における配偶者からの暴力がある場合、行方不明の場合などは配偶者の範囲外となる場合があります。市役所介護保険課までご相談ください。

【預貯金等の範囲】 対象とする預貯金等については、以下のとおりです。

複数ある場合はそのすべてについて、写しを添付してください。

配偶者「無」の場合は、被保険者本人の名義のみ、配偶者「有」の場合は、夫婦いずれの名義でも写しが必要です。夫婦以外のかたの写しは必要ありません。

種 類	対象	確認方法
預貯金（普通・定期） 【写しの必要な箇所】 ①表紙の裏面、②普通預貯金の直近残高、③定期預貯金の直近残高	○	通帳の写し（複数ある場合はすべての通帳。申請日の <u>2か月前までに記帳したもの</u> 。インターネットバンキングは、口座残高ページの写し也可）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写し也可）
金・銀など	○	購入先の銀行など口座残高の写し（ウェブサイトの写し也可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写し也可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証明、残高証明など
不動産（家屋、土地など）	×	—
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財・ゴルフ場会員権など）	×	—